

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年 4月13日

奈良県知事 荒井 正吾

1 業務の概要

(1) 業務名

観光振興の土台づくりに向けた地域支援・連携促進事業

(2) 業務の目的

「奈良県観光総合戦略」の施策の柱である「観光振興の土台づくり」の中の施策体系「事業者、自治体等各々の観光振興実施主体の積極的な参画の実現」を目指し、観光分野における県と市町村、観光協会、観光地域づくり法人（DMO）等との連携の強化・協働を推進し、観光産業人材の育成強化を図るため、人材育成プログラム・研修会・シンポジウムを実施する。

(3) 業務の内容

ア 地域の核となる人材の育成プログラムの企画および実施

イ 地域の課題解決に向けた技術的・専門的な研修会の企画および開催

ウ 奈良県の観光課題解決に資するシンポジウムの企画および開催

エ その他

(4) 委託料上限額

12,000千円（消費税及び地方消費税の額(10%)及び割引経費を含む。）を限度とする。

(5) 業務の仕様等

5の(2)により配布する「観光振興の土台づくりに向けた地域支援・連携促進事業」委託事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に示すところによる。

(6) 契約期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

2 応募形態

複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、構成員は他のグループの構成員になること、または単独で応募することはできない。

複数の法人等でグループを構成する場合は次の事項に留意すること。

(1) 代表団体を選出し、県との折衝については代表団体が行うこと。

(2) 応募については、1応募団体につき1提案に限る。

3 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。（グループで応募する場合は構成員すべてが該当すること。ただし(12)については構成員の代表者が該当すること。）

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(3) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。

(4) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破

産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 公告日から過去5年以内に国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）と観光に関する人材育成業務、調査分析。またはコンサルティング業務を受注し、誠実に履行した実績を有している者であること。なお、複数の法人等でグループを構成して応募する場合は構成員代表者が（12）の要件を満たすこと。

4 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

5 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県観光局ならの観光力向上課 観光戦略・宿泊力向上係
電話番号 0742-27-8435
ファクシミリ 0742-27-1065
- (2) 募集要項及び仕様書の配布
令和4年4月13日（水）から令和4年5月10日（火）午後4時30分までの間に、5の（1）の担当部局またはインターネットホームページ「奈良県ならの観光力向上課」から入手するものとする。
- (3) 参加表明書の提出
5の（2）により配布する募集要項に示すところにより、令和4年4月28日（木）午後4時30分までに提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

5の(2)により配布する募集要項に示すところにより、令和4年5月10日(火)午後4時30分までに提出すること。

(5) 質問の受付

5の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 受託者の選定

5の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

7 契約に関する留意事項

新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合、事業の実施中においても見直しを図ることがある。

8 その他

(1) 本受託者募集参加に係る経費

企画提案に係る一切の経費は、提出者の負担とする。

(2) 提案書類の返却

提出された提案書等は返却しない。

(3) その他、詳細は5の(2)により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。